

平成28年第5回邑南町議会定例会(第5日目)会議録

1. 招集年月日 平成28年6月6日（平成28年5月30日告示）
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成28年6月15日（水） 午前 9時30分
閉会 午前11時14分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
1 0 番	日野原 利郎	1 1 番	清水 優文	1 2 番	亀山 和巳	1 3 番	石橋 純二
1 4 番	山中 康樹	1 5 番	三上 徹	1 6 番	辰田 直久		

5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
1 0 番	日野原 利郎	1 1 番	清水 優文	1 2 番	亀山 和巳	1 3 番	石橋 純二
1 4 番	山中 康樹	1 5 番	三上 徹	1 6 番	辰田 直久		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
危機管理課長	朝田 誠司	定住促進課長	原 修	企画財政課長	藤間 修
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	林田 知樹	保健課長	日高 誠	会計課長	飛弾 智徳
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学	教育委員長	森岡 弘典
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	能美 恭志
監査委員	實田 譲	農業委員会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三上 直樹 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成28年第5回邑南町議会定例会議事日程(第5号)

平成28年6月15日(水) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案の討論、採決

議案第70号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町税条例等の一部改正)

議案第71号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町国民健康保険税条例の一部改正)

議案第72号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正)

議案第73号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度邑南町一般会計補正予算第9号)

議案第74号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号)

議案第75号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算
第4号)

議案第76号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号)

議案第77号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号)

議案第78号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号)

議案第79号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

議案第80号 邑南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

議案第81号 町道路線の廃止について

議案第 8 2 号 町道路線の認定について

議案第 8 3 号 平成 2 8 年度 邑南町 一般会計補正予算第 1 号について

議案第 8 4 号 平成 2 8 年度 邑南町 国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について

議案第 8 5 号 平成 2 8 年度 邑南町 国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 1 号について

議案第 8 6 号 平成 2 8 年度 邑南町 簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号について

議案第 8 7 号 平成 2 8 年度 邑南町 下水道事業特別会計補正予算第 1 号について

議案第 8 8 号 平成 2 8 年度 邑南町 電気通信事業特別会計補正予算第 1 号について

日程第 4 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第 8 9 号 財産の取得について

日程第 5 閉会中の継続審査・調査の付託

日程第 6 議員派遣について

平成28年第5回邑南町議会定例会(第5日目)会議録

平成28年6月15日(水)

—— 午前9時30分開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

●議長(辰田直久) おはようございます。ええ、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。ええ、先日、ああ、昨日8番大屋議員の一般質問に対する答弁におきまして、服部総務課長から訂正の申し出がございましたので、これを許可したいと思います。

●服部総務課長(服部導士)

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、昨日の8番議員さんの答弁で誤った箇所がございましたので、ええ、修正をお願いしたいと思っております。ええ、内容は水道料の私債権と議決につきまして、ええ、援用の措置を行った場合、議会の議決が必要であるとお答えをいたしましたけれども、正式には援用の申し出があった場合は、ええ、時効は直ちに成立いたしますので、議会の議決は不要でございます。ええ、債権放棄をする場合に議会の議決を必要としております。またあのう、一般質問の中で議員さんの話もございましたように、ええ、この債権放棄につきましては、ええ、条例にゆだねるという解釈もございまして、ええ、ルール化するなど柔軟に対応していきたいと思っておりますけれども、地方自治法に違反しないようにですね、ええ、慎重に研究してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

●議長(辰田直久) はい、以上服部総務課長から発言の訂正がございました。ええ、改めまして、本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長(辰田直久) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番大屋議員、9番中村議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

●議長(辰田直久) 日程第2、一般質問。昨日に引き続き一般質問を行います。通告順位第9号、宮田議員登壇をお願いいたします。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 6番、宮田議員。

●宮田議員(宮田博) ええ、6番宮田博でございます。皆さん、おはようございます。ええ、今回の一般質問は通告書を出す段階で手違いがございまして、一番最後の質問者となっていました。ええ、今議会では、ええ、災害対策そして2020年の東京オリンピック招致についての質問がたくさんございました。ええ、私も同様の質問を通告

しておりましたので、重複するところもあろうかと思いますが、まあ、なるべく論点を変えて議論が進められればと思っております。ええ、さて、今回の議会でいろいろと議論が進んでおります。東京パラリンピックの招致、ええ、この開催地の東京都では、まあ、前代未聞と言ってもいいような珍事が起きておりますが、まあ、それはさておき、昨日の議会で町長のほうから、ええ、この招致に伴うホストタウンの登録ができた、ああ、決まったという報告がありました。ええ、大変喜んだところでございます。ええ、昨日帰っておりますと、神田恵介さんから、まあ、神田さんについては後ほど詳しくご案内しますが、さっそく電話がありまして、今新聞社の取材を受けたと、まあ、よかったなあというお祝いをいただきました。で、それに終わらず、じゃあ次の活動に移ろうでというような勢いでございます。ええ、そういったところでこれからこの事業が前向きにどんどん進んでいけばいいなというふうに思っているところでございます。ええ、今回は1点目は、ええ、まあ、ああして近年大きな被害を出しております自然災害、まあ、異常気象による災害の防止対応について、ええ、それから、まあ、これには25年8月の災害の検証も若干ふれてみたいと思っております。ええ、そして2点目、ええ、邑南町みんな幸福プランの取り組みの中、今回は2項目、先ほど話をしております東京パラリンピックの合宿の招致の取り組み。そしてもう1点はひとり一人の力が発揮される地域活動の促進、この2点について。そして3点目はまあ、本町はああして多方面からいろんな角度で注目をいただいておりますが、ええ、邑南町がどのように評価をされているのかということについて、ええ、通告書に沿って質問を進めてまいりたいと思います。ええ、まず、異常気象等による災害防止への対応についてでございます。ええ、近年はああして異常気象と言われる気象状況が、まあ、頻繁に発生しているように思います。まあ、この気象庁のホームページを見まして、異常気象の定義というのを見てみましたら、ええ、過去30年の気候に対して著しい偏りを示した天気というふうに書いてありました。私もよく分かりません。まあ、しかしああして25年の8月の豪雨災害を始め、昨年は8月の中旬から、ええ、9月のじゅうじゅ、ああ、じょ、上旬まで、ええ、平年の2倍を超える豪雨があつて、まあ、田んぼの稲の収穫には大変大きな支障をきたした、というような現象があつたり、さらに今年の冬の豪雪、ええ、台風並みの強風というものが度々発生をしております。まあ、このような自然災害に対してどのように対応、あるいは注意をはかつていくべきか、ということの質問をさしていただければと思います。ええ、まず、25年8月災害の復旧作業、まあ、これは27年度末をもって完了したと思っております。そして、ええ、携わられました関係各課の職員の皆さん、大変お疲れさまでございました。ええ、この豪雨災害は一部の地域に、特に石見地域に集中して発生したと思っております。まあ、そのため被害の少なかった地域では防災に対する認識も薄いようなお話も伺うことがございます。また、ええ、一方では激甚災害を受けられた地域も復旧作業が終わって、まあ、一安心というふうに、この安ど感も持っておられます。ええ、そこでですね、ええ、まあ、この復旧作業というのは、まあ、当初本町は改良型復旧というものを要望したんですが、ええ、原型復旧事業が採用され、元の形での復旧ということで終わってしまいました。で、過去にも、まあ、これもあつてはならないことですが、そういった災害の箇所がですね、ええ、再び被害を受ける、いわゆる再度災害というものも何度か発生をしております。まあ、そこで、ええ、今回

のそういった災害の後等々ふまえて危険箇所、本町が危険箇所と把握しているもの、そしてそれを町民の皆さんへ、どのように注意喚起を図っているのかということでございます。ええ、復旧を終えた箇所は仮に、仮の話ですが同規模程度の洪水があったときに、再度災害の発生というものは起こり得るのか、まあ、それはもう新しい工法だから大丈夫だよというようなことなのか、ええ、また再度発生の災害の発生の危険性、あるいは危険箇所の把握と当該地区の、その住民の皆さんへの周知というものはどのようにされておりますでしょうか。

●土崎建設課長(土崎由文) 番外

●議長(辰田直久) 土崎建設課長

●土崎建設課長(土崎由文) ええ、災害復旧工事で、ええ、修正した、直した箇所がまた、再度災害にあうかどうかというお尋ねでございますけども、一応あのう、事業的には国の示す工法において復旧をしておりますので、ええ、災害に対してはそれ相当の耐久力というものは有しておるというふうに思っております。ええ、ですので可能性としてはあるかも知れませんが、そんなに頻発するということはないというふうに考えております。

●朝田危機管理課長(朝田誠司) 番外。

●議長(辰田直久) 朝田危機管理課長。

●朝田危機管理課長(朝田誠司) はい、危険箇所等につきましては、土砂災害防止法第6条に基づきまして、島根県が邑南町内の土砂災害警戒区域1,821箇所を指定しております。この土砂災害警戒区域には3種類がございまして、土石流警戒区域が863箇所、急傾斜警戒区域が941箇所、そして地滑り警戒区域が17箇所となっております。これら警戒区域につきましてはハザードマップに表示し、平成27年4月に町内各世帯にお配りするとともに、ホームページ上でも公表しているところでございます。自宅が警戒区域に該当している場合は、そのことを常日頃から心にとめ、大雨等、災害が予測される場合には早めの避難や、身を守る行動をとっていただきますようお願い申し上げます。これまでお配りいたしました邑南町防災安心の教科書ですとか、邑南町ハザードマップは、普段はなかなかご覧になることはないかとも思いますけれども、いざという時の備えとしてぜひご覧いただくとともに、目のつく場所で保管いただきたいと思いますと考えております。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) ええ、今の答弁の中にもあったかも知れませんが、いわゆるそういった1,800余りの、公証に基づく防災の危険を含む箇所、そういったものの防災事業的なものはこれから段階的に、あるいは危険度等々によって進められていくものでしょうか、どうでしょうか。

●土崎建設課長(土崎由文) 番外

●議長(辰田直久) 土崎建設課長

●土崎建設課長(土崎由文) ええ、危険箇所に対する防災事業の施工についてのお尋ねでございますけども、ええ、県が示しております、ええと、警戒区域等につきましては、例えば公共施設でありますとか、重要施設がある場合については県のほうの砂防事業で復

旧を、施業してまいりますけども、特にあのう、民間等の事業につきましてはご要望により事業に該当する場所については防災事業を施工することができます。また溪流対策などにつきましては、町のほうから県に対して順次お願いをしておるところでございます。以上でございます。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) ええ、まあ、今の計画、これも災害というのはやはり忘れたところにやってくる、そして、ええ、時ならん時にも最近は起きてくるというようなことで、やはりあのう、町民の皆さんへの周知あるいはパトロールそしてまたいろんな計画というものはきめ細かく折をみて、ご案内がいただければと思うところでございます。ええ、次の質問に移りますが、ええ、本町はまあ、ああして、ご案内のように県下19の市町村の中で、ええ、8番目の広大な面積420平米、平方キロメートルを有しておると思います。そしてその大半がまた山林であるということ、そして、ええ、町道についても、ええ、600キロの延長、非常に膨大な道路、あるいは所有の面積の管理というものをしていかなければならない、まあ、状況、これの管理にしろ、大変だということは十分に理解ができます。ええ、先ほど来、話しておりますように、異常気象等々による強風、豪雪、あるいは豪雨等による被害もたくさん発生しておるのはご案内のとおりでございます。ええ、今年の冬にも倒木による道路の閉鎖、孤立、ええ、停電というものもあり、また農業施設にも甚大な被害が発生しているのが事実でございます。ええ、またもう1点では近年は、ええ、空き家あるいは手入れがされずに放置をされている山林等の樹木、まあ、これが公道に張り出したり、あるいは隣の家を侵害したりということもたくさんあるように見受けております。ええ、そしてまた25災の、いわゆる災害の時の倒木処理、場所によっては未だにまだ道路のほとり、あるいはええ、ガードレールにまたがったまま放置されていると、まあいうようなところも見受けられます。ええ、そこで、道路や人家への降雪、風雪による倒木、豪雨等による崩壊予防対策ということで質問、ああ、通告しておりますが、まあ、これはあのう、過去にも出したと思います。今日はあのう、お手元にこういうカラー刷りの、ええ、邑南町がホームページに載せております、道路の安全管理にご協力くださいという、これはまあ、ホームページから出したんですが、ええ、ここにも書いてありますが、民法の717条、まあ、これは土地の、あるいは工作物の占有者、あるいは所有者の管理責任を問うたものでございます。ええ、まあ、これを早速のしていただき、併せて道路法の43条、まあ、いわゆる道路法の適正な管理という法律についても、ええ、裏面のほうにのしていただいております。ええ、そこで、ええ、町として、ええ、これまでにですね、あのう、こういったホームページ以外に何かこういった事項、ええ、皆さんへ、そういった関係者の方へ注意喚起をすると、というような手段をとっているのか、ああ、もう1点、続いてまあ、同じように、例えばその占有者、所有者が、ええ、どうしてもこれは明らかに見て、求償権に値するような、いわゆる撤去を願うような事象だということで、まあ、法的な対応をとられた事例があるのか、お答えをいただきたいと思います。

●朝田危機管理課長(朝田誠司) 番外。

●議長(辰田直久) 朝田危機管理課長。

●**朝田危機管理課長(朝田誠司)** ええ、今年の1月23日からの大雪での積雪量は、瑞穂淀原で町の観測史上最高の102センチを記録し、また24日正午までの24時間降雪量が74センチと全国1位の積雪量を記録いたしました。幸いにも家屋の倒壊等はありませんでした。平成25年7月1日に邑南町空き家等の適正管理に関する条例が施行され、町広報誌及びホームページにより条例制定を周知いたしました。この条例に基づき町に相談のあった空き家は、今年6月1日時点で、20件ございます。内訳は、道路に面している危険な空き家が17件、雑草等が繁茂している状態の空き家が2件、周囲の風景に悪影響を与えているものが1件でございます。いずれも現地調査を行ったうえで管理台帳に記載しているところです。相談のあった空き家20件についての対応でございますが、個人の財産に係ることでありまして、例えば相続人同士で意見が対立している場合もあり、ケース毎に幅をもった対応を行っているところでございます。個人の財産に係ることでありまして、条例第3条で規定する空き家所有者は、自らの責任で管理しなければならない事を基本といたしまして、空き家管理者に対して助言としまして適正な管理をして頂くよう文書を送付しております。内容につきましては、瓦などの建築資材の落下、飛散などにより通行人や隣の家屋に被害を及ぼした場合は、損害賠償など所有者等の管理責任が問われますので、至急、建物の状態を確認し、今後の処置について連絡をして頂きたいといった内容でございます。こうした、あのう、道路等に面し危険な空き家17件の内、ご理解を頂き解体をして頂いた空き家が7件、ネットの設置など何らかの処置をして頂いた空き家が4件でございまして、未処置ものが6件の状態ですが、今回の雪等により倒壊したものはございません。また、その6件の所有者に対しましても強風などにより瓦などが飛散する可能性があるので、適切な管理をして頂くよう、文書により通知をしているところでございます。なお、あのう、こうした処置がなされない所有者に関しましては、引き続き対応いただくまで、粘り強く文書送付等により説得をし続ける必要があると考えております。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 番外

●**議長(辰田直久)** 土崎建設課長

●**土崎建設課長(土崎由文)** ええ、倒木除去に関して所有者さんをお願いを、どのような方法でしてるか、ということと法的に措置をとったことがあるか、というお尋ねでございます。ええ、まず、ええと、主にお願いはホームページで今までしておりますが、今後はですね、広報誌でありますとか、ケーブルテレビ、防災無線などを利用して積極的に広報を行っていきたいというふうに思っております。それと所有者さんへの法的措置でございますけども、今までのところないというふうに承知しております。

●**宮田議員(宮田博)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 宮田議員。

●**宮田議員(宮田博)** ええ、先ほどのあのう、危機管理課長の答弁で、ちょっと私、聞き洩らしたかも知れませんが、ええ、当事者が民間同士の場合もこれはたとえば行政としてなんらかの関与ができるもんなんじゃないでしょうか。それともそれには、ええ、民法上関与ができないよということなのではないでしょうか。その点をもう1点お願いします。

●**朝田危機管理課長(朝田誠司)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 朝田危機管理課長。

●**朝田危機管理課長(朝田誠司)** はい、只今あのう、申し上げましたのは、邑南町空き家等の適正管理に関する条例に基づいた措置でございます。これいわゆる、あのう、危険と思われる家屋、それに対してあのう、まあ、所有者さんの管理を適正に行っていたかく、あのう、まあ、解体等の措置もとっていただくということで、ええ、通知、助言をさしていただいているところでございます。

●**宮田議員(宮田博)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 宮田議員。

●**宮田議員(宮田博)** ええと、あのう、ちょっと写真がちさくて分かりにくいかも知れませんが、あのう、お手元のこの写真でですね、ええ、横にこう、たながっているような、倒れかかっている、これは多分松の木だと思いますが、まあ、これはあのう、下にもコメントがあるように、緊急措置として、ええ、おそらく伐採をされる対象の物だと思います。で、その上にですね、ちょっと赤い矢印でしてい、あのう、もらっておりますけど、これもおそらく松じゃあないかなあと、あのう、思います、あのう、少し先の、ええ、山肌に見えますが、で、これらは緊急措置の対象になるのかどうかということと、それとまあ、あのう、措置をした場合のこの伐採した木というものはどういうふう処理をするのか、ええ、この点についてお願いをいたします。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 番外

●**議長(辰田直久)** 土崎建設課長

●**土崎建設課長(土崎由文)** 危険と判断する木についてのお尋ねでございますけども、ええ、やはりこれは、あのう、現場で実物を見てですね、あのう、危険かどうか、今すぐに倒れるかどうかという等々の判断をさしていただくということで、ございまして、ああ、もしまあ、これが枯れ松でありますと、何かこう危険なような感じがしますけども、そういった状況をですね、実際見させていただいて、で、現場で検討して対応したいというふうに思っております。で、伐採いたしました木についてでございますけども、基本的にはあのう、えと、その現場に残置すると、おかしていただくというふうに、あのう、考えております。

●**宮田議員(宮田博)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 宮田議員。

●**宮田議員(宮田博)** はい、まあ、あのう、たぶん以前の答弁もそのようにあったと思います。まあ、これはあのう、ええ、県道、国道においても実は同じように大きな木が倒れれば、そこで切ってそのまま放置して、腐れるのを待っているというような状況にあります。が、最近あのう、崩落事故があってからですね、あのう、国の方はそのへんの管理も若干変えたのかなと、そういったものも石とか、落石とか一緒にですね、撤去しているケースをよく見かけるようになっております。まあ、ですが、まあ、町のほうもこれも先ほど言いましたように、600キロというような、総延長のある町道ですので、まあ、これを即やりなさいということではありませんが、まあ、何らかの助成金等々も模索していただきながら、まあ、適正な管理をしていただければと思います。それとこの写真で、まあ、ちょっと見にくいんですが、あのう、ええ、左側に道路の一番さきここに実はこれはあのう、かなり大きな木が生えている場所なんです。で、まあ、申し上げたいのは、これがあのう、法面に仮に、ええで成長した木であれば、次の道路法の4

4 条等々にいわゆる管理者の責任にあたる対応なのかなと、ちょっと写真で見にくいかも知れませんが、まあ、そのあたり、それとまあ、4 4 条っていうのが、おそらく非常にこれを適用して条例を作っている市町村がほとんどないんかも知れませんが、まあ、そのあたりのところを説明いただければと思います。

●土崎建設課長(土崎由文) 番外

●議長(辰田直久) 土崎建設課長

●土崎建設課長(土崎由文) ええ、道路法 4 4 条に対するおたずねでございます。道路法第 4 4 条は、道路に隣接する土地について、道路から 2 0 m 以内の区域を沿道区域として指定し、道路の構造や道路の交通に及ぼす危険を防止するため、道路管理者が沿道区域に指定した土地の所有者に対し、損害や危険を防止する施設を設置することや、措置を講じる義務を課すことができるとした規定でございます。ええ、例えば、並木又は密生した樹木が道路のそばにある場合、また道路に隣接して採石場等危険地域がある場合、その土地の所有者や施設の管理者に対し道路管理者が予防的措置をとらせる事が出来る規定でございます。また、4 4 条の第 4 項では、道路管理者は沿道区域に指定された土地の所有者に損害予防義務を命ずることが出来るとしており、土地の所有者に義務の履行を期待するだけではなく、道路管理者が積極的に自己の権限として措置命令が出せる規定となっています。したがって、沿道の土地所有者に相当な負担をかけることから、区域指定はいたしておりません。ちなみに、島根県道路維持課に指定の実績について問い合わせましたところ、県も指定はしていないということでございました。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) はい、まあ、あのう、非常に難しい対応ということは理解ができます。またあのう、先ほどの放置の、されてるような森林、手入れがされていないような森林、ええ、中にはしたいんだが金がなくてということも聞きます。やはり撤去費用あるいは伐採、まあ、高所作業車等々調達したりと、いろんな問題があるかと思いますが。まあ、これも繰り返しになりますが、財政も厳しい中で行政の負担というわけにもいかない、これも民間の対応をするのが原則ではありますが、まあ、そういったところもなんらかの補助事業を、模索していただければと思うところでございます。それともう 1 点、あのう、まあ、こういったあのう、呼びかけ同じようにまあ、島根県で一番広い面積を持っております益田市も出しておりますが、若干本町とちがって、こうかみ砕いたようなコメントも出ておりますので、やはり、ええ、条文というのは非常に分かりにくいところがあるかと思いますが、少し注釈を加えたもので出していただければ、また理解も深まるかなという気がいたしております。では次の質問に移らしていただきます。ええ、質問の通告では、邑南町みんな幸福プラン、邑南町地域保健福祉計画の取り組みについてと、題うっておりますが、まあ、これは東京パラリンピック合宿の誘致の取り組みについて、ええ、が一応メインと思っております。まあ、これも、ええ、この計画の中の 8 5 ページにあります、障がい者計画、障がい者福祉計画、この中で今年度は東京パラリンピックの合宿の、招致をするということが掲げてございます。で、新年度のスタートと同時に、早速東京パラリンピック合宿招致推進室も設置され、ええ、積極的な取り組みの姿勢が示されております。まあ、今議会にも、ええ、東京パラリンピッ

ク合宿招致に伴う邑南町交流、交渉団の派遣事業、これも上程をされておるところでございます。ええ、冒頭に神田恵介さんと言われる方の話をしましたが、ええ、まあ、井原地区では、ああ、実はこの神田さんがUターンされた後から、ええ、この方は日本ノルディックフィットネス協会の公認のインストラクターの資格を持った、ええ、奥さんと両方でですね、ええ、お方でございます。で、当初は公民館を中心にノルディックのいろんなご指導をされておりました。そして今では町内のいろんな地域で幅広くご指導、そして普及をしておられます。で、昨年4月にはおおなんノルディックウォーキングクラブも立ち上げておられまして、まあ、私もそのメンバーなんですが、ええ、まあ、公民館を中心として、まあ、井原公民館では毎月、ええ、その他でもいろいろと教室も開催されて、ええ、頻繁に積極的に活動になっていると思います。ええ、井原の地区別戦略ではノルディックウォーキングの町、邑南町づくりという事業も提案もしております。そして、ええ、12月には、ええ、ご案内のようにおおなんチャリティーノルディックウォーキング大会も開催され、ええ、町のこのカレンダーそして、ええ、等々にもこういった写真まで掲載をして、ええ、いただいております。そこで、ええ、まあ、この活動っていうのは、実はこのキャンプ地の誘致の話が事業計画に盛り込まれる以前から当然しておりました。で、ノルディックウォーキングの発祥の地がフィンランド共和国でしたので、ええ、これは今回の合宿の招致っていうのが、そういったところを意識されて決定されたのかなあと、いうふうに神田さんと言っとりましたら、どうもたまたま偶然だったようでございます。で、さっそく先月5月の28日、29日には、ええ、招致へのキックオフイベントの第1弾として、ええ、ノルディックウォーキング、28日にはアクティビティリーダー、これはあのう、インストラクターの神田さんをサポートする、まあ、指導者では一番ランクの下の方ですね。ええ、まあ、これの検定がありまして、ええ、22名の挑戦者がございました。まあ、私事ですが私も挑戦をさせていただきました。で、運よく全員が合格をされております。そして29日の荻原健司さんの教室におきましても、雨の中ではございましたが、ええ、150人を超す参加者がございました。ええ、その教室には東京の稲城のノルディックウォーキングクラブからも、わざわざ10名の方が、ああ、おいでになっておりました。まあ、このクラブっていうのは、あのう、神田恵介さんがもと代表努めておられた、まあ、実質立ち上げられたようなクラブでございます。ええ、そしてまた、ああ、私も実行委員の一人として、ええ、数回の会議等々も開催しながら、このイベントの盛り上げをはかったというっております。ただ、ちょっと皮肉になるかも知れませんが、キックオフというふうに銘打ってのイベントではありましたが、ええ、担当課の、職員さん数名の参加はありましたが、顔があまり見えなかったなというのが実行委員会の感想でございます。やはりこういった事業は行政と町民一体、いわゆる邑南町総力というような形で取り組むべきではないだろうかという気がしました。ええ、そこでまず、庁舎内におけるこういった事業の共有、連携というものはどのように図られていたのでしょうか。

●能美生涯学習課長(能美恭志) 番外

●議長(辰田直久) 能美生涯学習課長。

●能美生涯学習課長(能美恭志) ええ、議員お尋ねのキックオフイベントのそういう、連携の対応についてというご質問だと思います。ええ、議員おっしゃったように、先月行い

ましたキックオフイベントイン邑南第1弾につきましては、おっしゃったとおり、荻原健司さんの講演会とノルディックウォーキング認定講習会、また実演会、ええ、そして生涯学習課としましては、フィンランドまつりでフィンランドの文化を知るトークショーや小物づくり、ゴールボールの体験会など、ええ、生涯学習課のみならず保健課、それから町民課と連携をとりまして、また地域の皆さん、おっしゃったようにおおなんノルディックウォーククラブのみなさん、それから矢上高校吹奏楽部、そして矢上高校美術部、石見中学校美術部の生徒の皆さんにも協力をいただきました。そして出雲市のフィンランド協会にもご協力していただいて、ええ、開催することができております。ええ、また今月18日、19日に行います、ゴールボール選手によります試合や体験会、今準備をしておりますが、これにつきましても、第2弾ということで、ええ、パラリンピックキャンプ地の誘致実行委員の、皆さんはもちろんのこと福祉課や社会福祉協議会と、社会福祉協議会では本日午後から、ええ、事前の対応の学習会ということも計画をしております。福祉課や社会福祉協議会と連携をして行うように予定を今組んでおるところでございます。まあ、パラリンピックキャンプ地誘致実行委員会の構成員に各課課長が入っておりますので、連携を強めて、ええ、推進してまいりたいというふうに思っております。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) まあ、あのう、おおよそ想定をしたような答弁でございましたが、まあ、ええ、当日はあのう、多くのメディアさんも来ておられましたし、まあ、私はあのう、ええ、公民館じゃあないです、この改善センターですかいいね、ええ、後援会のほう、等々のイベントには参加をしておりますませんでしたので、ええ、ちょっとウォーキングのことだけを申し上げたかも知れませんが、まあ、いずれにいたしましても、この盛り上げ方っていうのは、もう少し工夫もいるのかという気がいたしております。ええ、ちなみにあのう、先ほどご案内をしました稲城ノルディックウォーキングクラブも、早速こういったふうにホームページに邑南町へ来たという事やら、それからいろんな、ええ、まあ、荻原健司さんの講演が、失礼ですが予想以上に大変楽しかったとか、まあ、いろんな香木の森周辺のこととか、あのう、ホームページで書いていただいております。そしておおなんノルディックウォーキングクラブのホームページでも事細かくいろんなこれ4ページぐらいになりますけど書いていただいて、ええ、盛り上げようという意欲がみえるところでございます。ええ、まあ、そういったところで、このウォーキングに対する意識も町民のいろんな方々から非常に高まっていると、先ほどこのインストラクターのアクティビティリーダーの試験もですね、かなり高齢の方が、ええ、まあ、高齢の方いうて、私も70近くなったんですが、ああ、もうちょっと上の方が、ええ、参加をしておいででございます。あのう、普段歩かれる時はこう腰が若干まがってるかなと思うんですが、やはりこうきちっとこう姿勢を正してですね、やられるというようなことでまあ、合格もされて喜んでいるところですが、このノルディックをいわゆる予防医療につながるということで、まあ、フィンランド共和国に行かれるとまたいろんなそのへんのお話もあろうかと思えます。が、それをこのそういった意味合いで、予防医療というような意味合いで、この推進を図るというようなお考えはありませんでしょうか。

●日高保健課長(日高誠) 番外

●議長(辰田直久) 日高保健課長。

●日高保健課長(日高誠) ええ、ノルディックウォーキングについて多少あのう、効果とか、あのう、説明をさしていただき、あのう、知ってる知識は限られますが、あのう、紹介さしていただきたいと思います。あのう、まあ、議員が言われたように、ノルディックウォーキングはですね、80年前、クロスカン트리スキーの夏場のトレーニングとして、フィンランドで始まっております。現在、世界40ヶ国を超える国で行われておりまして、そのフィンランドでは成人人口の20%にあたる82万人の方が、日常的に実施されておると聞いております。それであのう効果的に、効果はですね、ポールを使うことで全身の筋肉をたくさん刺激することで、普通のウォーキングよりエネルギーの消費量が20%も増加して、体力づくり、スタミナアップ、減量などにも効果的と言われております。また、あのう、上半身もしっかり使うことで、肩や首のコリの解消、それから肩甲骨の可動域の改善にも有効と言われております。で、保健課といたしましても、その年齢・性別・身体能力に関わらず、誰でも手軽に取り組めるスポーツであることから、健康づくり・介護予防の取り組みの一つのツールといたしまして、活用していきたいと考えております。あのう、まあ、先ほど言われましたように、昨年12月のプレ大会から協力さしていただきまして、ええ、2月にはわくわく健康フェアで神田さんに来ていただいて実技指導もしていただきました。で、当日もあのう、講習会であるとか講演会のほうのお手伝いをさしていただいておりますので、あのう、健康づくりの一つのツールとして今後ともいろんなところで活用さしていただきたいと思いますとは考えております。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) はい、あのう、まあ、正にその通りだと思います。ええ、まあ、当日のあのう、講師に蛭名麻耶さんと言われる方、まあ、これはあのう、いわゆる講師の中では一番上のランクの方なんですけど、ええ、この方はまあ、フィンランドに4年ぐらい留学もされて、そして、あのう、仙台市がこのフィンランドの非常に友好関係をもつて、いろんな産業等々も取り組んでおる。まあ、そこへ招へいされて今そこにおいでの方なんですけど、お話の中に、フィンランドでは自分の健康は自分で守るのが鉄則だそうです。で、先ほど課長の話もありましたが、まあ、総人口が500、約20万人ぐらいな国です。ええ、話の中では人口よりトナカイの数がおいしいというような話もございました。で、ええ、非常に病院等も遠隔地にあるから、ええ、とにかく元気で死を迎えるというのが鉄則だそうです。ええ、井原地区に出しました戦略の中でも、このフィンランド共和国の格言をご紹介をしておきます。ええ、書きましたものをご紹介しておきますが、健康であることは個人の義務であり美德である、というのがフィンランドの格言だそうです。ええ、私もまああやかりたいと思っているところでございます。ええ、冒頭にも、しましたが、ああ、まあ、神田さんからもこのいわゆるホストタウンの登録の祝いの電話に合せて、ええ、次のステップというのは、ええ、邑南フィンランド協会、これは仮称でございますが、これを、はあ、7月には目途にやろうでというような積極的なお話までいただいております。ええ、またええ、関係課の

ほうにもご相談を申し上げたいとは思っております。ええ、そして、ええ、今回のこの交渉団の派遣事業のこの配られました中、4月13日元フィンランド大使長谷川憲正氏指導と書いてございますが、ええ、実はこの方を最高顧問、この邑南のフィンランド協会の顧問になってくれんかとお願ひしたら、快く承諾をしていただいたというふうなお話も、ええ、受けております。まあ、ご紹介をしますと、長谷川憲正氏は郵政官僚からフィンランド大使を務められて、そして参議院議員になっておられます。まあ、そこでええ、荻原健司さんもちょうどその時期参議院議員だったということで、ええ、この神田さんは、長谷川憲正さんの第一秘書をしておられた関係でまあ、非常に友好が現在まで続いているというようなことで、ええ、ご案内をいただいております。まあ、そういったところでこのフィンランドとのやり事業、まあ、とにかくこれからはお互いを知る、フィンランドにも邑南町を知っていただく、邑南町もフィンランドを知ることが、より重要だからなあ、そっちのほうがんばろうとまあ、というようなご指導も仰いでおります。共にこれの実現に向けて邁進できればと思うところでございます。ええ、次に移らしていただきますが、ええ、ひとり一人の力が発揮できる地域活動の推進ということで出しております。まあ、これもこの計画の中にありましたが、ええ、アンケートに対して、いわゆる災害時など非常時の救助や支援を、という回答がまあ、非常に多くの方から寄せられているように載っております。まあ、そこで、まあ、例えば自治会の防災対策等々におきましても、そういった要支援者、よう、あのう、支援者の方は非常に個人情報的には、センシティブな情報を抱えておられる方がほとんどでございます。で、ええ、名簿を作るとかということが非常に困難というようなこともございます。ええ、そこで、そういった体制、非常時の救助をするための体制っていうものは、どのようにすればいいのか、ということについて質問をいたします。

●朝田危機管理課長(朝田誠司) 番外。

●議長(辰田直久) 朝田危機管理課長。

●朝田危機管理課長(朝田誠司) ええ、災害発生時における、高齢者、障がい者など災害時要配慮者の避難誘導、安否確認につきましては、共助の力が必要不可欠と考えております。自主防災組織の皆さんとともに、地域内の状況を良く知る民生委員さん、そして消防団等の皆さんが、平常時においてしっかりと協議、確認をしておく事がとても重要と考えております。こうした体制が地域の中でしっかりとれますよう、町も協議に加わり、体制整備に努めていきたいと考えております。なお、6月22日には、石見中央自治会の役員の皆さんと一緒に、災害時要配慮者等の避難誘導、安否確認の体制等について協議をする予定にしております。他の自治会等でも協議をされる際には是非我々職員をお呼びいただき、一緒に体制整備に努めたいと考えております。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) まあ、あのう、答弁の言われるところは分かるんですが、要はあのう、日中ですね、今在宅されている人っていうのは非常に限られていると思うんですよ。で、災害っていうのはいつ起きるかわからない。そういった時にどこのうち、まあ、小さい集落でしたらおおよそ把握はしていると思いますけど、ええ、そういった細かい例えばそれが名簿等々での公表ができるものかどうか、その点はどうか。

●朝田危機管理課長(朝田誠司) 番外。

●議長(辰田直久) 朝田危機管理課長。

●朝田危機管理課長(朝田誠司) ええ、災害時要支援者名簿でございますが、これにつきましては町は整備しておりますけれども、これにつきましては原則として本人の同意がない限り、災害発生時もしくは、ええ、正に災害発生が予測される事態に至らない限り、本人同意のない場合は援護支援者に開示できないこととされてございます。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) ええ、確かにあのう、一般論ではそうだと思います。ですが、あのう、個人情報保護法というのが例外規定がありますよね。緊急時の対応っていうことがあります。で、あのう、まあ、同意というのはおそらくそれを取得しとるときにきちんと説明をして、同意をこれはこうこうで、ええ、公表しますよということが同意、あのう、とれていれば私は問題ないんじゃないかなと思います。で、まあ、いずれにしても限られた、人材で対応にあたるということが起きるかと思いますので、また一つ掘り下げた検討もしていただきたいと思います。ええ、最後の質問に移らしていただきます。ええ、邑南町はどのように評価されているかというような、分かったようなわからんような質問を出しておりますが、まあ、これは順番を少し変えさしていただきまして、ええ、福祉の町をもっと強調すべきではないかということでございます。で、ここで申し上げたいのはまあ、本町における障がい者福祉の取り組みというのは、障がい者基本法、昭和45年の5月に制定されておりますが、それよりも以前の2年も前、ええ、昭和43年の4月に、当時のくるみ学園、現在の邑美園が開園して、まあ、その他にも現在では多くの福祉関連施設があることはご案内の通りだと思います。ええ、先般緊急に調査をしていただきました。ええ、高齢者の対象の施設が町内で28施設、ええ、障がい者の関係の方の施設が9施設、ええ、生活保護、まあ、救護施設、これはまあ、あのう、さつきの園さんですね、まあ、1施設。あと、児童福祉の関係では、保健所、保育所、ええ、保育園、9施設。全部で47ございます。で、ここで利用されておられる方が、1,126人。で、そこで従事されておる方、従業者の方1,037名。で、邑南町の4月1日の人口に対する利用者の割合が約1割ですね。10%になります。そして、ええ、就業者のこの数、これはあのう、平成22年のデータしかちょっとよう見つけませんでしたので、ええ、5,942人というデータがありましたが、まあ、これに比例しますと、ええ、17.5%、こういった福祉の施設でも働いていただいているということでございます。ええ、今回の議会でもいろいろとフィンランドの話が出ております。やはりフィンランドの福祉を重視する国との友好、そこで、ええ、日本における福祉の先進の町というふうな、何か強調するようなアピール策はないものでしょうか。ええ、そしてその次、邑南町はどのように評価されていますかということですが、まあ、まあ、ああして、ええ、社会動態人口の増加等々も増えておる、非常に喜ばしいことでございます。行政視察も多い等々の中で、ええ、邑南町の評価がどのようになっているのか、ええ、一つ町長のほうからご回答いただければと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、最初のあのう、福祉の町をもっとアピールすべきではないかということでございます。で、議員今おっしゃったように、ハード面では非常に邑南町は立派なものがたくさんあります。ええ、そしてそれに伴う、様々なそのマンパワー、頑張っているわけでありまして。ええ、まあ、それは当然、あのう、大事にしていきたいと、こう思うんですが、あのう、まあ、福祉の町という形でアピールするのがいいのか、今あのう、時代は少しまあ、なんて言いますかね、物質主義から幸せのまちづくりみたいな形へ進んでますよね。私も実は先般あのう、東京大学の名誉教授の神野直彦さんの講演会に、ちょっと勉強に行ってみりました。あのう、東京都の荒川区がですね、音頭をとって、幸せリーグっていう形で、各自治体に呼び掛けて100以上の自治体が加盟している、邑南町も初めて私はまあ、参加を、加盟をしたわけでありましてけども、いわゆるアメリカ型からヨーロッパ型へということで、アメリカはとにかく物質主義、拝金主義。でもアメリカも今、たいへんそういう点は反省してるという、今日ニュースも出てましたですね。やっぱりあのう、福祉というのはやはり最終的にはいかに誰もが幸せ感を感じるかということだと思ってるんですよ。で、その幸せ感もちろん個人の感じ方もそれぞれある、それも大事。そして二つ目には自分の周りの方々にどれだけ、あのう、幸せ感を与えているかということですね。そして三つ目にやっぱり地域全体で幸せ感をいかに持つてるか、まあ、そんな観点からやっぱり幸せ、で、この幸せっていうのはどちらかというと主観的な、今までは感じ方なんですけども、荒川区のすばらしいのは、あのう、それを指標にしてるっていうことです。ええ、まあ、そこを我々も少し勉強していきたいなあと思ってるんですが、ええ、まあ、数年前には邑南町の暮らし満足してますかっていうアンケートをとりましたけども、まあ、あのう、アバウトではありましたが、80数%の方が満足している、あるいは非常に満足しているという回答でした。じゃあそこをどういうふうに幸せのところへ分析していくかということが大事であろうというふうに、まあ、思ってます。ですから、あのう、福祉の町をアピールするのは当然ですけども、その先の、あのう、誰もが幸せになれる町、幸せを感じる町邑南町と、まあ、こんなキャッチフレーズを私は考えていきたいなと思うんです。まあ、そのためにも幸せ度、幸せ度、世界でもトップクラスのフィンランド、ここにやっぱり学んでいきたいなあと、まあ、こういう意味で今回も勉強しにいきたいなあ、交流を深めたいなあと思うっております。ええ、それから二つ目のまあ、いろんな方々にどのように評価されてるかということではありますが、あのう、行政視察で、まあ、議会のほうの行政視察について私も承知をしておりますが、まあ、首長さんを中心としたあのう、行政マンの視察について私も何回か出てますが、ああ、まあ、正直言ってそこまで徹底してやってるのかと、そしてまあ、こういうこと、ああいうことやってるから、なるほど人口も増えてるのだなあということで、まあ、納得して帰っていただいたり、驚いて帰っていただいたりしてる自治体が多いなと、まあ、こう思ってます。まあ、そういうところが少しでも広がっていけばいいのかなと思っておりますし、UIターン者の方々に対する評価はこれは私全体ではつかんでませんが、おそらく定住コーディネーターあたりはある程度感じていると思います。でも、あのう、今ネットの時代でして、例えば邑南町に帰ってきた、あるいは直接Iターンに入ってきた方々が、邑南町つまらんということになれば、すぐネットで、もうこんな町つまらんよ、来ても

だめだよってことになるでしょうし、あるいは良ければおいでおいでっていうことになるんでしょうけども、まあまあ社会増になってきているということになると、意外とその輪、いいよっというその輪が広がっているのかなあとまあ、こんな思いがしてます。ええ、町政座談会での評価っていうのはほとんど評価いただいております。あのう、正直言ってここは、ほんとうに陳情要望のたぐいもおゆうございますし、職員がんばってるね、あるいは社会増でいいねっていう評価はほとんどないんですね。まあ、それはそういう場だから致し方ないかも知れませんが、まあ、私は逆にちょっとPRもさしていただいているというところでございます。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) はい、あのう、確かに言われるように徹底した施策、まあ、これは非常にいいことだと思います。そしてやはり風評、先ほどまあ、私は福祉の先進という話をしましたが、言われてみればそうですし、やはり幸せを感じる町っていうのはほんとに重要だと思います。まあ、そういったところで、まあ、何らかの形でこれが、ええ、これからおいでになる方、あるいはここに住んでいる者等々がですね、共通した幸せを感じるようなまちづくりにこれからも邁進をしていただければと思っております。まあ、ええ、町長は初日に11番議員さんの力強い質問にですね、力強く、ええ、4選出馬を表明されておられます。他の議員さんからも先ほど申されたような手腕、高く評価をされて、そして引き続き町政にということのエールを送っておられます。まあ、私ももちろん同じ気持ちでございます。そこで、まあ、あのう、町長とは年はまあ、同じぐらいですが、頭のほうの見かけも中身も全く違う立派な方でございますので、どうぞ健康に留意をされてしっかりと、これからのきびしい行政の手腕を、かじ取りをとっていただければと思うところでございます。ええ、ちょうど時間もきたようでございますので、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●議長(辰田直久) 以上で宮田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時45分とさせていただきます。

—— 午前10時30分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の討論・採決

●議長(辰田直久) 再開をいたします。日程第3、議案の討論、採決。これより、議案の討論、採決に入ります。始めに、議案第70号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第70号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい全員賛成、したがって、議案第70号、専決処分の承認を求めることにつきましては、承認をすることに決定をいたしました。

●議長(辰田直久) 続きまして、議案第71号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

●大和議員(大和磨美) 1番

●議長(辰田直久) 1番、大和議員

●大和議員(大和磨美) 私は、議案第71号の専決処分の承認について、反対の立場で意見を述べます。今回の国民健康保険税条例の一部改正により、低所得者層の負担軽減にはなっているものの、加入者間での調整が行われているだけであって、国庫負担が増えたわけではありません。加入者の負担を減らし、国保財政を安定したものとするためには、国庫負担率を引き上げすべきです。また、専決処分としておられますが、加入者への周知をする努力は可能な限りすべきと考えます。以上の理由により私は今議案に反対いたします。

●議長(辰田直久) 次に賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 反対討論はありませんか。

●亀山議員(亀山和己) 議長

●議長(辰田直久) 12番、亀山議員。

●亀山議員(亀山和己) 私は議案第71号に反対の立場で討論いたします。先ほどの1番議員さんの反対理由とは多少違いますので、ここで討論させていただきます。この度の専決は、国の制度が変わることによって専決でされたわけでありましたが、もともと国民健康保険法によりますと、第76条の2項では、市町村によるこの保険料の賦課期日は、当該年度の初日とするとあります。ということは4月1日で付加をしていかなければならないという、取り決めもあるわけでありましたが、この度の改正が、の内容が分かったのは1月29日の平成28年政令第33号で、国民健康保険法の施行令の一部が改正されたことが原因になっております。したがって、この度の専決処分でこのことがなされたということは、いとまがなかったとは考えにくいと考えられるわけでありまして。それともう1つは、この国保税は邑南町が国保税として徴収するわけで、国保料で町する場合もありますが、もともと国民健康保険の改正がもとであっての、国保料なり国保税でありますので、料と同じような手続きでやはり事前に運営審議会に諮り、3月の定例会ではその条例を決めることも可能と思います。仮に国の施行が4月1日、公布が3月31日、施行が4月1日とありましても、邑南町の税条例をそれに準じて3月31日の公布、4月1日の施行とすれば問題はないはずです。これまで、専決でずっとこれまでされておりましたが、やはりこの保険者に負担を与える、それから会計の方、国保会計の方にも影響することであるなら、専決でなしに事前の手続きができるよう、執行部の方へ努力を求めたいという意味から、この第71号に対して私は反対を

いたしたいと思います。どうか皆さま方のご同意をいただきたいと思います。

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第71号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(辰田直久) 賛成多数、したがって、議案第71号、専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第72号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第72号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第72号、専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第73号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第73号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第73号、専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第74号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第74号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第74号、専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第75号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第75号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第75号、専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第76号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第76号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第76号、専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第77号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第77号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第77号、専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第78号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第78号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第78号、専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第79号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第79号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第79号、邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第80号に対する質疑に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第80号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第80号、邑南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正につきましては原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第81号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第81号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第81号、町道路線の廃止につきましては原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第82号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第82号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第82号、町道路線の認定につきましては原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第83号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第83号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第83号、平成28年度邑南町一般会計補正予算第1号につきましては原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第84号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第84号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第84号、平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号につきましては原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第85号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第85号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第85号、平成28年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号につきましては原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第86号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第86号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第86号、平成28年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号につきましては原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第87号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第87号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第87号、平成28年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号につきましては原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第88号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第88号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第88号、平成28年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号につきましては原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(辰田直久) 日程第4、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。本日、町長から、議案第89号、財産の取得についての議案が提出されましたので、これを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長

●石橋町長(石橋良治) 議案第89号の提案理由をご説明申しあげます。議案第89号、財産の取得についてでございますが、これはスクールバス1台を購入しようとするものでございます。詳細につきましては学校教育課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

●**日高等学校教育課長(日高始)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 日高等学校教育課長。

●**日高等学校教育課長(日高始)** 議案第89号についてご説明申しあげます。今回取得予定のスクールバスは市木線の車両でございます。現在運行している車両は平成16年度に購入したもので走行距離は56万キロを超えておりまして、老朽化による修繕も少なくなく、国のへき地児童生徒、援助費等補助金を財源に新しく更新しようとするものでございます。購入予定の車両はドライブレコーダーを装備した座席数21席、定員数29人のスクールバスでございます。外観には町のマスコットキャラクターであるオオナンショウをラッピングすることで、より親しみやすいものとして仕上げようとするもので、車体の色は今年4月1日から運行開始いたしました、口羽矢上線と同じ青色の塗装をいたします。先般5月27日に指名競争入札により、948万2千400円で島根県農業協同組合島根邑智地区本部本部長 日高みつひろ氏が落札し、仮契約をしたところです。なお、落札率は82.93%でございました。以上、財産の取得をしたいので地方自治法第96条1項、及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第3条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●**議長(辰田直久)** 以上で、提出者からの提案理由の説明を終わります。これより、議案第89号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、まず契約の相手先について教えていただきたいんですが、3月議会の時の、農産物の集出荷場等についての指定管理の契約は、島根県農業協同組合代表理事組合長さんということで、委員会で本部長とはできないのか、という時にできないということで話がありました。今回の契約はなぜ本部長とできるのか、が1つ。それと入札金額について電子入札であれば、入札された方のすべての業者名と金額がわかるんですが、参考に業者名は結構ですので、2番手、3番手の方の金額がわかれば。あの比較的82.93%という低額の入札でしたので参考までにその他の金額を教えてください。

●**議長(辰田直久)** 服部総務課長

●**服部総務課長(服部導士)** まず、契約の相手方の件でございますけれども、邑南町の場合、地元の事業所の指名競争入札を優先をしております、ということになりますと農協の場合、本来は松江の島根県農業協同組合が相手方になろうと思っておりますけれども、ただ入札上は町内にある事業所との契約を基本としておりますので、そのために地区本部が契約の対象となっております。そのために契約をする以上、農協の中ではきちんと整理をされていると思っております。それと入札、公表の内容でございますので、ただ今手元に資料がございませんので必要ならば休憩を申し入れたいのですが。

●**議長(辰田直久)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** 金額を聞きましたのは、指名競争入札ですんで、指名する相手の中に今の農協がふさわしいかどうか。先ほどあったとおり、全県下のような大きな農協になりま

したし、本来は組合のために事業をするってことで法律上、大変優遇されている組織です。それが組合以外に対して、町なり車売るってことは当然、他の民間業者に比べればあきらかに有利性が高いのではないのか。で、ちなみに他の金額はどうですかっていうのは、そこをちょっと知りたかったとはあるんですが。町は当然、農協の組合じゃありませんし、本来組合に対して事業をするところと一般の民間業者っていうのは守られている法律も違う。税法上も違うってことは、妥当な競争になりえない。特に今の農協は大きくなって、特に大企業になっている中に、町内に営業所はあるけれど、それが本当に町内企業の育成とかにつながるのか。その今の農協を指名された根拠なり、その指名審査会でそういう話はなかったのか。そういう問題点は無いのか教えてください。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) 申しましたように、今現在の指名業者につきましては、本町内に事業所を要する事業所について指名の対象としておりまして、いちをなんら問題もないということで審査会の中でも承諾を得ております。ただ、この物品については紙入札をとっておりまして、件数もこれだけでなくたくさんのものがございまして、町内のあらゆる扱っていらっしゃる業者についてもですね、機会は設けておりまして他のものにつきましても、他の業者がたくさんとってらっしゃるのが現状です。

●議長(辰田直久) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 以前から入札方法に対して工事については電子入札で透明性が高いですが、その他は紙入札って従来通りの入札でやられて、それは業者が大変、金額も小さいこともあるし、業者も零細なために負担が大きいつてことがあったんだと思います。でもそういえば、今の農協っていうのは全然大企業なわけで、その紙入札を維持する理論からいけば、外されるべき業者でもあると思うんです。そういう意味でもう一度そのあたり本当に今の農協が、特に組合に対してもっと仕事をすべきだっていう世間からの批判を浴びている中で、こういう町の仕事を組合以外のものを取ってくるのがいいのかっていうのは、指名の対象としてふさわしいかどうかはまた検討していただければと思います。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) 紙入札のものは、確かにおっしゃるように農協自体は大きな組織でございますけれども、同じように入札に参加いたします地元の小さな町工場につきましてもそれに該当してきますので、それは小さい業者も一緒に入札に参加していくためには、やはり条件は少し緩やかする必要があると思っております。まだ電子入札には至っておりませんが現状です。また残しておりました入札の関係ですけれども、全部で20業者案内をしております。そのうちいらっしゃいましたのが2社いらっしゃっております。1社は契約で応諾しておられます島根邑智地区本部さん、もう1社が三次自動車サービス株式会社口羽工場がいらっしゃいます。金額的には、これは税抜きですけれども本来の入札価格ですけれども、農協の方が878万円。三次自動車サービスさんの方が883万7千円となっております。

ます。

- 議長(辰田直久) 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、議案第89号の質疑を終わります。これより議案の討論、採決に入ります。議案第89号に対する反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第89号に賛成の方の挙手をもとめます。

(挙手多数)

- 議長(辰田直久) はい、賛成多数、したがって、議案第89号、財産の取得につきましては原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 閉会中の継続審査・調査の付託

- 議長(辰田直久) 日程第5、閉会中の継続審査、調査の付託についてを、議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出がございました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 議員派遣について

- 議長(辰田直久) 日程第6、議員派遣についてを、議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣いたしたいと存じます。これに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣につきましては、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

- 議長(辰田直久) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了^{ざりょう}いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了^{ざりょう}いたしましたので、本日をもって

閉会といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 異議なしと認めます。本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成28年第5回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

●**三上局長(三上直樹)** 失礼いたします。9月の定例会につきましては、9月5日月曜日開会予定とされましたのでよろしくお願いをいたします。

●**議長(辰田直久)** 一応の予定でございますので、変更になる可能性もございますことをご了承いただきたいと思います。

—— 午前11時14分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員